第六条　海外における租税に関する調査

1　被要請国の権限のある当局は、要請国の権限のある当局の要請があったときは、被要請国の法令が認める範囲内において、被要請国における租税に関する調査の適当な部分に要請国の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。

2　租税に関する調査を行う被要請国の権限のある当局は、1に規定する要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請国の権限のある当局に対し、当該調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請国が求める手続及び条件を通知する。租税に関する調査の実施についての全ての決定は、当該調査を実施する被要請国が行う。

第七条　要請を拒否することができる場合

1　被要請国は、要請国が自らが被要請国の立場にあったとしても自国の法令に基づいて、又は自国の通常の行政上の慣行を通じて入手することができないであろう情報を入手し、又は提供することを要求されない。被要請国の権限のある当局は、要請国の要請がこの協定に従って行われていない場合には、支援を拒否することができる。

2　この協定は、一方の締約国に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。そのような情報には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関して受領し、又は発出する通信に関する情報であって、各締約国の法令に基づいて保護されるものを含む。この2の前段及び中段の規定にかかわらず、第五条4に規定する情報は、同規定に規定する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

3　被要請国は、要請された情報を公開することが被要請国の公の秩序に反することとなる場合には、情報提供の要請を拒否することができる。

4　情報提供の要請は、当該要請を行う契機となった租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。

5　被要請国は、要請国が自国の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であって、同様の状況にある要請国の国民との比較において被要請国の国民を差別するものを運用し、又は執行するために情報の提供を要請する場合には、当該要請を拒否することができる。

第八条　秘密

この協定に基づき一方の締約国が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、第四条に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）であって、当該一方の締約国内にあるものに対してのみ、開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。当該情報は、被要請国の書面による明示の同意がない場合には、他の者又は当局（非締約国内にあるものを含む。）に開示することができない。

第九条　費用

支援の提供において生じた費用の負担については、両締約国の権限のある当局の間で合意される。

第三章　課税権の配分

第十条　対象となる者

この章の規定は、一方又は双方の締約国の居住者である個人に適用する。

第十一条　対象となる租税

1　この章の規定は、一方の締約国又はその地方公共団体のために課される個人の所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　日本国については、この章の規定が適用される現行の租税は、所得税及び住民税とする。また、この章の規定は、これらの現行の租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって、これらの現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

3　両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第十二条　居住者

1　この章の規定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、次の個人をいう。

(a)　日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる個人（日本国内に源泉のある所得のみについて日本国において租税を課される個人を除く。）

(b)　バハマについては、バハマに住所を有する個人であって、バハマの市民であるもの又はバハマ移民法第四部及び第六部の規定に従い、バハマに居住し、若しくは滞在することを許可されたもの

2　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a)　当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d)　当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

第十三条　退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条　政府職員

1　(a)　政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i)　当該他方の締約国の国民

(ii)　専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2　(a)　1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3　1及び2の規定は、一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、適用しない。

第十五条　学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。